

# 公 告

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央会計隊  
契約科長 清田 哲也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5K6Z23C02020	5L612AC0023 0001						
品名 または 件名							
予備自衛官補の教育におけるeラーニング							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
市ヶ谷				陸幕人教部人計課予備自室			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
陸幕人教部人計課予備自室				令和8年6月30日（火）			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること

ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/g sdf/dc/cfin/html/>)

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和7年5月15日（木）10時00分 中央会計隊入札室（E-1棟 6F）

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 競争参加資格

防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項第1号から第7号に該当する者は格付けを問わないが、各号のいずれかに該当すること及び本公告の調達物品に係る資格の種類を有しており本公告の調達物件を履行できる技術力が確認できる書類等を令和7年4月14日17時00までに書面等にて提出すること。

### (2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合には請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。

契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

#### イ 適用する条項

駐屯地用標準契約書

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

### (4) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和07・08・09年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
- キ その他の項目については別紙による。
- ク 不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第3班 伊藤

(TEL : 03-3268-3111内線47555)

(FAX : 03-5269-5135(直通))

仕様書に関する問い合わせ先

陸上幕僚監部人事教育部人事教育課 針生（はりう）

(TEL : 03-3268-3111内線40648)

## 1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

## 2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があつた場合または契約に反する事態が生じた場合。

## 3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
予備自衛官補の教育における eラーニング	陸幕人教-60015B	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 4年 2月 28日
	変 更	令和 7年 3月 24日
作成部隊等名	陸上幕僚監部人事教育部 人事教育計画課予備自衛官室	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、各方面隊内予備自衛官補の教育におけるeラーニング（以下、“本役務”という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1 eラーニング

学習を電子化したもので、パソコンやタブレット、スマートフォンを使ってインターネットを利用して学ぶ学習形態（以下、“オンライン学習”という。）のことをいい、主に学習管理システムを使用した学習を指す。

#### 1.2.2 予備自衛官補（一般）

予備自衛官補（一般）（以下、“予備自補”という。）は、各方面隊内のeラーニングの被教育者のことをいう。

#### 1.2.3 教育部隊

予備自補の教育者であり、教育資料の更新、教育の進捗管理、成績管理等を行うオンライン学習の管理者のことをいう。

#### 1.2.4 各地方協力本部

予備自補の管理者であり、予備自補に対するIDの付与及び申し込み承認、教育部隊が行う教育の進捗管理の確認、予備自補に対する教育参加の指導等を行うオンライン学習の管理者のことをいう。

#### 1.2.5 各方面隊

各方面隊は、北部方面隊、東北方面隊、東部方面隊、中部方面隊及び西部方面隊に区分され、各方面隊内に所属する教育部隊と各地方協力本部の管理者であり、オンライン学習の管理者のことをいう。

#### 1.2.6 陸上幕僚監部

本役務の事業担当者であり、各方面隊の管理者のことをいう。

#### 1.2.7 プライバシーマーク

個人情報保護に関して、一定の要件を満たした事業者に対し、一般財団法人日本情報経済社会推進協会により使用を認められる登録商標をいう。

#### 1.2.8 資格等

資格等は、次による。

- a) SaaS型学習管理システムサービスの提供で「ISO/IEC27001:2013」「ISO27017」の認証を取得しているものとする。

- b) 個人情報を適正に取り扱っている事業者に対して使用が認められるプライバシーマークの認定を取得しているものとする。
- c) 官公庁における受講者2,500名程度と同等規模のeラーニング配信・運営を一貫して行った契約実績を有するものとする。

#### 1.2.9 SaaS

Software as a Serviceをいう。

#### 1.2.10 予備自衛官等管理システム

現在開発中であり令和8年4月より本格運用開始する、予備自衛官等の訓練出頭調整・安否確認サービス・eラーニング等の機能を備えたシステムをいう。

### 1.3 引用文書等

#### 1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、特に版を指定するものの他は入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

##### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

##### b) 法令等

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）[防装庁（事）第137号（4.3.31）]

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

なお、通常のeラーニングに備えられている機能（学習、テスト、アンケート、レポート、フォーラム（掲示板）及び成果一覧表）を備えているものとする。

#### 2.1.1 予備自補

予備自補の教育対象者は、全国各地において教育受講のため、オンラインにアクセスが可能であるものとする。

#### 2.1.2 教育部隊

教育部隊は、次による。

- a) パワーポイント、動画等の挿入・修正を教育部隊自らが常時行うことが可能であるものとする。
- b) 予備自補がeラーニングを行った際に自動で成績・結果を算定するものとする。
- c) 教育部隊が作成した教育順次に沿って自動で教育の進捗が管理可能とするものとする。
- d) 予備自補の教育進捗管理を、各地方協力本部と共有できるものとする。
- e) 学習資料は、方面隊間の教育部隊相互に随時交換できるようにするものとする。
- f) 既存に実施しているeラーニング教育の資産、データを有効活用できるものとする。

#### 2.1.3 各地方協力本部

各地方協力本部は、次による。

- a) 各地本協力本部が管理している予備自補のb)の実行の確認が自動で通知可能となるよう設定できるようにするものとする。
- b) 教育部隊が定めた標準進捗より遅れている場合に、各地方協力本部が管理している予備自補に教育受講を促すよう自動で通知が可能とするものとする。

c) 予備自補の教育進捗管理を、教育部隊と共有できるものとする。

#### 2.1.4 各方面隊

各方面隊は、次による。

- a) 2.1.2 及び 2.1.3 の実行の確認及び教育進捗管理が随時可能となるよう設定できるものとする。
- b) 教育部隊及び各地方協力本部にユーザー ID、管理者 ID の配当が可能であるものとする。
- c) 各方面隊の学習資料に係るフォルダは区分されているものの、各方面隊間のデータの相互交換は随時可能なものとする。

#### 2.1.5 陸上幕僚監部

2.1.1, 2.1.2, 2.1.3 及び 2.1.4 の実行の確認及び教育進捗管理が随時可能となるよう設定できるものとする。

#### 2.1.6 操作説明会

陸上幕僚監部及び各方面隊において、契約締結後、各方面総監部を対象とする e ラーニングの操作説明会を計 5 回行うものとする。(市ヶ谷駐屯地において、オンラインで実施するものとする。)

なお、操作説明会に使用する機材、回線等は官側で用意するものとする。

#### 2.1.7 その他

上記以外においても 2.1.1, 2.1.2, 2.1.3, 2.1.4 及び 2.1.5 の使用可能人員の変更を含むニーズに随時対応が可能であるものとする。

### 2.2 使用可能人数

使用可能人数は次による。

- a) 予備自補の人員数は約 2,500 名を基準とし、管理者数は約 100 名とする。
- b) システム管理者数は、陸上幕僚監部人事教育部人事教育計画課予備自衛官室(以下、“予備自衛官室”という。)との調整によるものとする。

### 2.3 役務期間

役務期間は、契約締結日から令和 8 年 6 月 30 日までとする。

### 2.4 サービス提供に係る事項

サービス提供に係る事項は、次による。

なお、細部は予備自衛官室との調整による。

- a) クラウド上で提供される「e ラーニング」サービスの提供
- b) a) の導入支援サービスの提供

#### 2.4.1 オンライン学習システムのサービス提供の要件

オンライン学習システムのサービス提供の要件は、次による。

- a) サイトの構築の実施
- b) 管理者 ID を発行
- c) ユーザーの利用アカウント数は 2.2 a) によるものとする。
- d) デフォルトメニュー設定(本人申込・承認あり研修パターン)の実施
- e) 運用方法に関するサポート・導入支援
  - 1) 管理者及び被教育者向け操作説明会は 1 回を基準とする。
  - 2) 運用フローや役割分担を明確にし、運用仕様書の作成を支援するものとする。
  - 3) 利用方法にあわせた表示メニューや自動送付メール文面などのカスタマイズを実施するものとする。
- f) コンテンツ変換機能を提供すること(PowerPoint から HTML 5 コンテンツ等に変換)

g) 最大で100時間の動画、パワーポイント（動画）を含む教育が可能とする。

#### 2.4.2 基本機能

基本機能は、次による。

- a) SaaS形式（SaaS/Webブラウザを通じて必要な機能をいつでも利用できるサービスによる提供）による提供
- b) 教育管理に関する業務フローをシステム化されているものとする。
- c) 教育申込の募集や対象者一斉eラーニングの日程管理ができるものとする。
- d) 受講者による教育の申込、各地方協力本部による申込承認・受付が可能なものとする。
- e) パスワード再発行・ユーザID照会機能を搭載し、よくあるID・PW紛失の問い合わせ対応負担を削減できるものとする。
- f) 細かい条件指定が可能なメールの自動配信機能と、メール送信履歴確認機能を備えており、教育部隊及び各地方協力本部担当者の負担を軽減できるものとする。
- g) 履修実績が一元管理でき、今後の教育計画への反映の検討にも容易に活用可能なものとする。また、履修した予備自補のテスト結果を自動反映させ、受講期間中は何度でもテストを受験できるものとする。
- h) CSVでのデータのインポート・エクスポートの機能を持つものとする。

#### 2.4.3 運用関連など

運用関連などは、次による。

- a) サーバ類は、ISO27001の認証を受けているデータセンターで厳格なセキュリティ対策が実施されているものとする。
- b) 24時間体制の入退出管理と、限られた管理メンバー以外の入出不可であるものとする。
- c) 入退室の記録及び記録を保管するものとする。
- d) ID/パスワード認証及びセッション管理による部外者のアクセス拒否をしているものとする。
- e) サーバとの通信をSSLで暗号化し、利用者の個人情報を守っているものとする。
- f) Firewallの内側にサーバ類を置き、サーバを保護しているものとする。
- g) 監視ツールによる自動監視を実施し、不正アクセスを即時遮断しているものとする。
- h) 顧客情報を蓄積するDBサーバを非公開セグメントに置き、アクセスを最小限に制限しているものとする。
- i) 通過可能なポートを制限しているものとする。
- j) Firewallによるフィルタリング実施しているものとする。
- k) ウィルスチェックソフト常駐による感染防止24時間対策をしているものとする。
- l) 最新版セキュリティ修正パッチを適用し、月に1度の定期メンテナンスで実施しているものとする。
- m) システムは24時間365日運用可能な体制であるものとする。但し、定期メンテナンス、緊急メンテナンス等を除く。
- n) 管理者からの故障申告や問い合わせなどを、電話は0900～1700、メールは24時間365日の受付可能な体制で運用するものとする。

#### 2.4.4 運用期間

令和7年7月から令和8年6月までの間を本役務の運用期間とする。

### 3 品質保証

### 3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当官”という。）の定める監督・検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 新システムへの引き継ぎ協力

1.2.10 について本格運用開始時まで教育状況等データの引き継ぎが必要となった場合は、1.2.10 の維持運用業者に対して必要な支援を実施するものとする。細部は、官側との調整による。

### 4.2 提出書類等

提出書類等は、表1によるものとし、契約の相手方は、予備自衛官室の確認を受けた後、提出するものとする。

表1—提出書類等

番号	提出書類	提出形態	数量	提出時期	提出先
1	実施計画書（作業工程表）	紙	2式	契約締結後、速やかに	予備自衛官室 （市ヶ谷）

### 4.3 秘密保全

秘密保全は、次による。

- 本役務に関する物件、文書などで“注意”又は“部内限り”に指定されたものを含まないものとする。
- 契約の相手方は、本役務の履行により直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。契約履行後も同様とする。

### 4.4 著作権その他の権利

著作権その他の権利は次による。

- 契約の相手方は、本役務の履行に際して第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。
- 納入品が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用により当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任はすべて契約の相手方が負担するものとする。
- 本役務の履行によって創作された納入品となる著作物において著作権等が発生する場合、その権利は官側のものとする。（民の元来保有するノウハウを除く。）

### 4.5 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

- 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関すること
- 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関すること
- その他契約履行に必要な事項

### 4.6 不具合などの処理

本役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに予備自衛官室の指示を受けるものとする。

### 4.7 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号													
	調 達 要 求 番 号	5L612AC0023												
	調 達 要 求 年 月 日	令和7年3月24日												
	作 成 部 課	陸上幕僚監部人事教育部 人事教育計画課予備自衛官室												
	作 成 年 月	令和7年3月24日												
品 名	予備自衛官補の教育におけるeラーニング													
仕 様 書 番 号	陸幕人教-60015B													
<p>1 指定事項</p> <p>契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p> <p>2 保護すべき情報</p> <p>保護すべき情報を次のとおり指定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>保護すべき情報</th> <th>防衛省が提供した保護すべき情報</th> <th>契約相手方において新たに作成する情報のうち、保護すべき情報又は作成が見込まれる保護すべき情報</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>Eラーニングに登録している予備自衛官等の個人に関する情報</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 特記事項</p> <p>なし</p>					番号	保護すべき情報	防衛省が提供した保護すべき情報	契約相手方において新たに作成する情報のうち、保護すべき情報又は作成が見込まれる保護すべき情報	備 考	1	Eラーニングに登録している予備自衛官等の個人に関する情報	—	—	
番号	保護すべき情報	防衛省が提供した保護すべき情報	契約相手方において新たに作成する情報のうち、保護すべき情報又は作成が見込まれる保護すべき情報	備 考										
1	Eラーニングに登録している予備自衛官等の個人に関する情報	—	—											

入 札 書

調 達 要 求 番 号	5L612AC0023 0001	契 約 実 施 計 画 番 号	5K6Z23C02020
-------------	------------------	-----------------	--------------

金額 円 (税抜)

品 名	規 格	数 量	単 位	単 価 (税 抜)	金 額 (税 抜)
予備自衛官補の教育におけるeラーニング	仕様書のとおり	1	ST		
	以下余白				
納入(履行)場所	市ヶ谷	納入期限(工期)		令和8年6月30日	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期限		/	

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7 年 5 月 15 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 清田 哲也 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名  
担 当 者 名  
連 絡 先

## 委任状（入札等）

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央会計隊  
契約科長 清田 哲也 殿

住 所：  
会 社 名：  
代表者名：  
担当者名：  
連 絡 先：

令和7年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、  
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間  
を代理人と定め下記の権限を委任します。

### 記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者